

請求書

（選挙運動用自動車の使用）

令和7年 月 日

（宛先）七戸町長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

七戸町議会議員及び七戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求金額	円					
内 訳	別紙請求内訳書のとおり					
選挙名	令和7年4月20日執行 七戸町長選挙					
候補者氏名						
振込先	金融機関名					
	支店名					
	預金の種類	普通 ・ 当座				
	口座番号					
	ふりがな					
	口座名義					

備考1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

- 候補者が供託物を没収された場合には、七戸町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された確認金額の範囲内に限られています。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（2）自動車の借入れ

候補者氏名			
使用年月日	借入れ金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)
	円×1台 = 円	13,390円×1台 =13,390円	円
	円×1台 = 円		円
	円×1台 = 円		円
	円×1台 = 円		円
	円×1台 = 円		円
計			円

備考 「請求金額(C)」欄には運送金額(A)又は基準限度額(B)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。